

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○建築基準法による建築確認を受けなければならない区域の指定 (建築指導課)	1

告 示

高知県告示第918号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号の建築物について同項又は同法第6条の2第1項の規定による確認を受けなければならない区域を次のとおり指定し、令和5年1月1日から施行するので、高知県建築基準法施行細則（昭和25年高知県規則第88号）第26条第1号の規定により告示する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を高知県土木部建築指導課及び日高村役場に備え置いて縦覧に供する。）